

平成26年度第4回八千代市子ども・子育て会議議事録

- 開催日時 平成26年10月17日（金）午後2時00分～午後4時15分
- 場 所 八千代市役所 別館2階 第1・2会議室
- 議 題 (1)「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策について
(2)（仮称）子ども・子育て支援事業計画の素案について
- 出席者 委員 中山哲志委員（会長）、石田祥代委員（副会長）、友森恵美子委員、
藤原由紀子委員、阿部三喜子委員、竹内孝江委員、藤澤彩委員、丸山純委員、
田中宏行委員、吉垣信義委員、
事務局 坂巻子ども部長、天川子ども部次長
〈元気子ども課〉松井課長、須藤副主幹、葛原主査、深山主査、河原主査、
齋藤主任主事、加藤主事、佐源田主事
〈子育て支援課〉相原課長、佐藤副主幹、木村主任主事、
山形主任主事
〈すてっぷ21 大和田〉岡田副主幹
〈児童発達支援センター〉大山主査
〈母子保健課〉石橋副主幹
〈男女共同参画課〉北村主査補
〈子ども相談センター〉藤山副主幹
〈商工課〉木下主事
〈地域計画連合〉福原、渡邊
- 公開又は非公開の別 公開
- 傍聴者 6名

【議事録】

河原主査：ただいまより平成 26 年度第 4 回八千代市子ども・子育て会議を開催します。会議に先立ちまして委員の皆様にお伝えいたします。本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定により、会議を公開すると共に、会議録作成のため会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、会議録には発言された委員の委員名と発言内容が記載され、市のホームページ等にて公開いたしますことも併せてお伝えさせていただきます。また、本日は事業計画策定に向けて業務の一部を委託しております株式会社地域計画連合の方に同席していただいておりますのでご了承ください。それでは、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、中山会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

中山会長：皆さんこんにちは。それでは、条例の規定により議長を務めさせていただきます。まだお見えになっていない方がいらっしゃいますが、本日 10 名の予定でございます。今現在 9 名ということですが、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達しておりますので、これより議事に入らせていただきます。お手元の資料にありますように、本日の議題は「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策についてと、仮称ですが、子ども・子育て支援事業計画の素案についての 2 つであります。初めに、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

<資料の確認>

中山会長：ありがとうございました。では初めに議題 1「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策について、事務局より説明をお願いいたします。

河原主査：それでは、議題 1 の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策についてご説明させていただきます。本議題については、資料 26-4-1「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策等（案）を使用しますので、お手元にご用意ください。

これまで開催しました子ども・子育て会議では、ニーズ調査の設計、結果の検討、ニーズ量に関する検討、ニーズ量に関する補正方法の検討を行ってまいりました。これまで委員の皆様にご議論いただいていた内容については、最終的には来年度より計画期間が始まる新たな計画のうち、事業計画という章に掲載されます。新たな計画の骨子については、後に続く議題 2「（仮称）子ども・子育て支援事業計画の素案について」という議題で取り上げてまいります。その中で事業計画という章は、新制度に伴い記載が義務付けられている内容に沿っています。義務付けられている内容については、内閣府が基本的な指針で示しております。これまでのニーズ調査の実施、またニーズ量の算出は、すべて市町村の事業計画において所定の事業に対して算出した量の見込みを基に、

確保方策を示すということにつながっていきます。本日はこれまで皆様よりご検討いただいたニーズ量を基に、今後市として教育・保育の需要に対して、また地域子ども・子育て支援事業に対する確保の内容をどのように考えているのか、その内容についてお示しさせていただき、ご意見を伺いたいと思います。それでは、資料 26-4-1「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策等（案）の 1 ページ目、1. 教育・保育提供区域の設定をご覧ください。こちらにつきましては、前回の会議におきまして伺いました教育・保育提供区域の設定に関するご意見を参考として、教育・保育の量の見込み及び確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を策定するために必要な教育・保育提供区域の設定の考え方を記載してまいりたいと考えております。

次に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策についてですが、(1)として量の見込みと確保方策に関する概要、(2)として事業計画として掲載する対象事業を記載いたします。(2)の対象事業につきましては、教育・保育施設及び地域型保育事業と、地域子ども・子育て支援事業に大きく分かれております。まず教育・保育施設及び地域型保育事業についてご紹介します。この部分については、これまで 1 号、2 号、3 号認定で説明してまいりましたが、ここでは、施設ごとに整理しています。教育・保育の事業について簡単に説明しますので、2 ページをご覧ください。

上のテキストボックスの中でお示ししている内容となります。1 号認定は 3 歳以上のお子さんで、教育希望のある方が対象となっており、対象事業は幼稚園・認定こども園となります。続いて 2 号認定は、同じく 3 歳以上で保育を必要としており、保育希望のある方が対象となっており、対象事業は保育園と認定こども園となります。最後に 3 号認定ですが、こちらは満 3 歳児未満のお子さんで保育を必要としており、保育希望のある方が対象となっております。確保方策は 0 歳児と 1～2 歳児で区分されますが、対象事業は保育園・認定こども園、地域型保育事業となっております。それぞれの施設や事業がどのようなものであるかについては、下のテキストボックスで説明をしておりますので後ほど確保方策の説明で触れさせていただきたいと思います。

それでは、対象事業の続きで、地域子ども・子育て支援事業についてご説明しますので、1 ページにお戻りください。(2)の下の方ですが、地域子ども・子育て支援事業の①から⑦までは、ニーズ調査を基に量の見込みの算出を行ってきた関係でなじみがおありかと思えます。⑧以降は同じく法定事業となっており、記載を求められているものです。そのうち⑧から⑪は市の実績等を用いて、量の見込みの算出が求められています。⑫と⑬は事業の記載は求められていますが、量の見込みの算出が特に求められていない事業となっております。長くなってしまいましたが、事業計画の概要の説明は以上となります。

続いて、ここまでご議論いただいた各事業の量の見込みについてと、確保方策のページをご説明していきたいと思えます。3 ページをご覧ください。

教育・保育の量の見込みと確保方策について、3～4 ページにまたがってお示し

しております。年度ごとに表を分けており、それぞれの表は 1～3 号の認定に区分されております。教育・保育事業の量の見込みにつきましては、前回会議で提案させていただいた数値でお示ししております。特に 3 号認定の 0 歳児に関して、年度末の待機児童の関連から、量の見込みが足りないのではないかとのご意見をいただきました。それに対して市として考え方をお示した上で、改めて量の見込みについてご提案をしたかと思っております。

まず人口推計で年少人口が減少傾向にある点に触れた上で、量の見込みが妥当ではないかという点をご説明しました。それから、年度当初の待機児童で定めることで、未確定要素によらず、年度の当初に入所を希望する方を確実に受け入れる旨をお話したかと思っております。また、保育園等の事業所の運営上、年度当初とすることで 1 年を通して現実的に面積の確保や人材の確保ができるのではないかと委員のご意見をいただきました。とはいえ、0 歳児は生まれる年であり、それにより年度の途中で入園を希望されるケースへの取り組みについては、八千代市としましても方策を練っていかねばならないと考えているところであります。その点に関しては、今後保育の質が落ちないように配慮を行いながら、適切な弾力化を行いたいと考えており、計画の内容を記載していく際に、文章等で反映していく方向で検討しております。量の見込みは、そのためこのような形で示しております。

続いて確保方策について説明させていただきます。量の見込みに関しては、ニーズ調査による算出を行うため、幼稚園や保育園という分け方になっておりますが、確保方策についてはもっと細かく示す必要がございます。まず 3 ページの平成 27 年度の表をご覧ください。確保方策のうち一番上にごございます特定教育・保育施設についてですが、教育利用に当たります 1 号認定から行きますと、こちらの特定教育・保育施設は認可・確認を受けている幼稚園と認定こども園を指します。保育事業に当たります 2 号認定と 3 号認定という特定教育・保育施設は、認可・確認を受けている保育園と認定こども園を指します。続いて、確保方策の 2 段目。特定地域型保育事業についてですが、こちらは 3 号認定の対象事業になっており、家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のことになります。3 番目の認可外保育施設につきましては、量の見込みの算出等のための手引きによりますと、市町村が一定の施設基準に基づき、運営費支援等を行っている認可外保育施設等がある場合に記載することを可能とするとされておりまして、現在八千代市では認可外保育施設に対する運営費支援等を実施しておりませんが、現段階ではこの欄を設けさせていただいております。4 番目が特定教育施設に該当しない施設。いわゆる確認を受けない幼稚園となっております。量の見込みの算出等のための手引きを見ますと、特定教育施設に該当しない幼稚園。新制度へ移行しない幼稚園については、このような記載とすることとされておりまして、新制度への移行を検討していない幼稚園もありますことから、この欄を設けさせていただいております。過不足数の欄につきましては、量の見込みと確保方策の合計を比較した際、0 以上になっていれば需要は満たされているということになっております。なお、教育・保

育の確保方策といたしましては、待機児童解消加速化プランが目標年次として
いる平成 29 年度末までに達成を目指すこととされていますことから、平成 29
年度末までに確保方策を設定していくこととなります。表の構成の説明につ
いては以上とさせていただきます、記載されている数字についてご説明してまいり
ます。

記載しております数字についてですが、資料作成前まで幼稚園・保育園・認定
こども園の事業者は、新制度に移行する意思があるのかどうか。また移行を考
えている場合、何年度に移行することを考えているのかなど、事業者の現時点
でのお考えを基に、各年度の確保の内容として各認定区分の認可定員数の合計
人数を設定しております。確認を受けない幼稚園の人数につきましては、平成
27 年度、28 年度、30 年度に移行を考えている幼稚園事業者がおりまして、新
制度への移行を考えてはいますが、幼保連携型や幼稚園型など具体的なところ
まではまだ決まっていないということでしたので、現段階では検討中というも
のにつきましては、特定教育・保育施設の 1 号認定の確保内容として取り扱
いをしております。移行に対して具体的な案をお持ちの事業者のお考えにつ
きましては、1 号、2 号、3 号認定、それぞれの認定区分に合わせて確保内容として
記載しております。なお、今後事業計画の素案を策定するに当たり、事業者の
新制度への意向につきましては、次の子ども・子育て会議までに再度確認を行
い、事業計画に掲載する最終的な数字としてお示ししたいと考えております。
確保内容につきましては、既存の幼稚園・保育園・認定こども園の新制度への
意向を踏まえただけでは、各認定区分の需要が満たされないことから、保育園
の新設や特定地域型保育事業の実施などにより、保育事業の確保に努めてまい
りたいと考えておりますので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
欄に、現時点で確保内容として検討している人数を記載しております。教育・
保育の確保方策につきましては、これまで説明させていただきましたように、
幼稚園・保育園・認定こども園の事業者の新制度への意向を基に、更に不足し
ている保育事業に対する確保内容を市として検討し、お示ししていきたいと思
います。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業の確保方策についてご説明させてい
ただきます。5 ページをご覧ください。地域子ども・子育て支援事業の各事業
の量の見込みについては、前回お示しした見込み量の通りとしております。5
ページ以降の量の見込みと確保数。過不足数については、年度ごとに横に並べ
てお示しをしております。一つひとつご紹介すると時間の関係もございませ
ので、本日は今までの会議において多くのご意見をいただいている事業につ
いてご紹介したいと思います。

まず放課後児童健全育成事業についてです。5 ページの(2)をご覧ください。前
回の会議において教育・保育提供区域の設定につきまして、この放課後児童健
全育成事業、及び地域子育て支援拠点事業の 2 事業につきましては、7 地区で
確保方策をお示ししていくことになっておりましたので、放課後児童健全育
成事業の量の見込み及び確保方策について、7 地区別と全市の累計として記載し

ております。地区によっては、量の見込みに対して実績と開きがある地区もあります。計画の最終年度にはそれぞれの地区で過不足数がプラスに転じるように確保数を設定しております。

続いて7ページをご覧ください。これまでに八千代市では実績のない子育て短期支援事業（ショートステイ）についてですが、八千代市の方向性を示しております。量の見込みが最大である平成27年度の260に基づき、確保数を定めています。確保数の方向性として、市内や近隣他市に所在する乳児院等に委託事業として確保を図ることを考えております。

続いて、地域子育て支援拠点事業についてですが、先ほどの放課後児童健全育成事業と同様、7地区別と全市の累計として記載しております。確保数につきましては、量の見込みの算出等のための手引きを見ますと、箇所数で示すこととなっておりますので、このような記載としております。

続きまして、前回の会議で1か所のみで実施している状況、現状に関するご意見をいただきました病児保育事業についてご説明いたします。9ページをご覧ください。量の見込みで補正を行っているにもかかわらず、実績との開きがございます。そこでまず初年度に2,900人日の確保を図り、計画の最終年度で3,190人日の確保を図ります。病児保育事業の利用状況を把握しながら、具体的な確保内容については引き続き検討してまいりたいと考えております。

続いて10ページの利用者支援事業をご覧ください。量の見込みにつきましては、ニーズ調査の結果から算出されませんが、量の見込みの算出等のための手引きによりますと、複数の中学校区、2中学校区などに1か所を目安として箇所数を設定するとされております。また、国の子ども・子育て会議におきましては、3中学校区に1か所などを目安として箇所数を設定すると言われており、現在の八千代市の中学校は11校ありますことから、量の見込みはおおむね3か所といたしまして、確保数におきましても3か所とさせていただいております。

続いて(12)実費徴収に関わる補足給付を行う事業、及び(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業につきましても、ニーズ調査の結果から算出されるものではありませんが、事業の実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。法定事業として定めてられていることから、今回新たに記載させていただきました。

以上が議題1「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策に関する説明となります。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策につきましては、特に新規の事業につきましては予算が伴うものもございますので、次回の会議までに調整等を図りながら、具体的な数字を示していきたいと考えております。今回の数字につきましては、あくまでも現時点での数字ということをご理解いただきたいと思います。確保方策について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

中山会長：どうもありがとうございました。ただいま詳しく、資料を基に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策について、これまでの特に前

回の会議までの各委員の意見も踏まえて、量の見込み、ニーズ量ですが、ニーズ量を基に確保の方策について検討を行い、その結果が皆様の前に示されました。先ほど説明の中にもありましたように、これから素案づくりの中にこうした数値をどのように考えるかということについて、本日出席の委員の方々からご質問、あるいはご意見を頂戴したいと思います。どの点からでも結構ですので、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

石田委員：質問で、3ページの平成27年度の3号の0歳児保育必要のニーズのところ、数字の出し方など丁寧にご説明いただいてよく理解しました。その上でしつこいようなのですが、もう一度確認したいのが、今年度の現段階で、0歳児で保育を受けている人数と、それから待機児童の人数をもう一度教えてほしいというのが1点目です。

それで、2点目の質問は、確保方策の特定地域型保育事業の種類をいくつか教えていただきましたが、そのうち、もし具体的にこのような形での事業を展開するということが想定されているならば、それについてお伺いしたいと思います。

中山会長：とても大事なところだと思いますので、ご質問に対してお答えいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。3号の0歳の保育の必要とする数の算出については、説明が丁寧にありましたが、今年度の実態ですね。それから待機児童の数がどうなのかということと。それからこのことに関連して、新規に特に確保の面でどのように考えているのか。先ほどの説明だと、保育関係の新設という言葉もありましたが、関連してご説明していただければ結構だと思うのですがいかがでしょうか。

木村主任主事：まず1点目の0歳児の人数と待機児童の状況なのですが、こちらは4月については前回も申し上げたのですが、115名の入園で5名の待機児童が発生しています。

こちらの5名の内訳に関してなのですが、いわゆる特定保育園のみを希望される方が1名。それから入園が決定したのですが、やはり育児休業を延長することになりましたということで、取り下げた方が2名。それからお仕事が決まりませんでしたという方が2名、計5名の内訳になっています。直近の状態で10月1日の数字になってしまうのですが、0歳児が175名入園をしていて、入るのを待っている方が75名です。

3ページの確保方策の中身の関係なのですが、こちらにつきましては、今回特定地域型保育事業というところの数字を入れてあるのですが、基本的に今後の保育事業関係の整備にあたりましては、なるべく新たな施設を必要以上に作らずに、いわゆる既存のストック、社会資源を活用するという方向性の下、現に保育事業を展開されている方々などの力をお借りして、それを一定の認可水準の下で認可をしていくという形で数字を入れ込んであります。先ほどの説明で申し上げました保育園の新設ということなのですが、いわゆる今ある資源を活用する中でも、やはり足りない部分がある程度出てきてしまうという中で、限られた3か年度の中で、この計画として作り上げるためには、やはり一定規

模の保育所、ないしは認定こども園の保育部分が必要になってくるということで、そちらの数字を平成 28 年度中に整備を行う形で見込んであります。

中山会長：ありがとうございます。石田委員、いかがですか。

石田委員：そうしますと、10月の段階で175となり、プラス待機児童が75ということで、この27年度の量の見込みを見ますと、確保のところ、233となっていますので、約60人分の定員を平成27年度の4月に準備するという理解でよろしいでしょうか。

木村主任主事：こちらの表が少し見にくいのですが、27年度、例えば0歳児の特定教育が233という数字が入っているのですが、こちらについては、27年度4月1日現在のいわゆる認可定員を足し上げたものと、それから27年度中に整備を行う予定のものを足し上げた数字になっています。そのため、例えば27年の10月にオープンするような施設についても、この233の中に含まれております。

中山会長：233という数字は、今の説明で十分理解できると思うのですが、年度当初はこの数ではないということもあるということですね。そのような理解でよろしいですね。

木村主任主事：結構です。

中山会長：関連していかがですか。

藤澤委員：1～2歳児の現在の状況、それから今10月1日だと思いますので、今年度末の予想がもし分かったら教えていただきたいのですが。

中山会長：いかがでしょうか。1～2歳の場合ですね。

藤澤委員：0も。

木村主任主事：1歳児の現在の入園児童数が390名です。それで、待っている方が53名。2歳児が405名入園していて、待っている方が30名です。今回、新たに施設を整備した関係もありまして、昨年度の10月と比較すると、入園されている方が1歳児に関しては30名ほど増えていて、2歳児に関しては10名ほど増えているという状況があります。待機児童の方はやはりおおむね同程度の数字という形になっておりますので、基本的には今年度末の状況も同様です。昨年度並みの数になっていくのではないかと思われるのですが、なかなか予想しにくい部分もありますので、具体的な数字は申し上げられないのですが、入園児童数は増えているのですが、待機児童数はそこまで変わっていないというのが現時点での状況になります。

中山会長：いかがですか。具体的な数字が出ました。なおかつ見込みとして数字では示せない部分があるわけですが、特に0歳、それから1～2歳の問題は大変大きい問題だと思いますが、今のような説明に対して更に確認したいことがあれば意見でも結構ですのでどうぞ。

石田委員：新設を具体的に予定されているのだと思うのですが、今の話の関連でいきますと、0、1、2歳のニーズが多いような地域に新設される予定になっているのかということを確認したいです。ニーズがないところに新設しても、行きたい人が行けないことになってしまいますので、その辺を教えていただければと思います。

中山会長：先ほどの説明は、既存の資源をうまく使うというのが1点と、もう1点は新設という言葉が出ていましたので、今の質問に対して、今の段階で分かる範囲で結構ですので説明をお願いします。

木村主任主事：施設整備に関しましては、待機児童が多く発生している地区において重点的に募集を行って、整備を行っていくという方針でございます。

中山会長：よろしいですか。計画の中にそのようなものがあるというご発言だったかと思えます。では、どんなことでも結構です。今の関連でも結構ですので、大事なことだと思えますのでいかがでしょうか。

友森委員：少しページがとんでしまうのですが、7ページの地域子育て支援拠点事業のところ、人数で見た時に、例を出すと阿蘇地区と高津・緑が丘地区で比べると、3,000名から2万6,000名という開きがあって、それでも1か所となっているのですが。緑が丘など人口が増えてきているところで、これからもずっと1か所のままで市民の皆さんのニーズを満たせるのかという疑問があるのですが。

中山会長：いかがでしょうか。阿蘇地区がたまたま今5番目に多いところですね。他の地区との比較の中でのご質問ですが、回答をお願いいたします。

岡田副主幹：拠点施設としては1か所になっているのですが、その拠点施設の方で出前遊びと交流の広場というものを開催しておりまして、緑が丘に関しては「こあら」が拠点となりまして4か所、出前遊びと交流の広場というものを開催しております。

中山会長：すると、出前というのは、この表の中には示されていないわけですね。各地区にもし出前というのをやっている、それが数字に出てくるという理解でよいのですか。多いところは出前など。

岡田副主幹：そうですね。ニーズがあるところに関して、今5センターで12か所やっております。3か所は支会・町会の方たちと協働で開催しておりまして、25年度に関しては194回、7,233人の方のご利用がありました。

中山会長：ありがとうございます。今の情報は、このような表の欄外にでも書いておくと分かるかもしれませんね。そのような出前というか、かなりの回数を行って確保しているという現状があるということです。よろしいですか。

友森委員：出前が194回と言われたのですが、それは1年間でということですよ。1年で194回出前の。

岡田副主幹：緑が丘に関しては、59回、2,554人の方のご利用がありました。

友森委員：一市民の目から言うのですが、こういった子育て支援拠点事業が、実際に車で行かなければいけない場所にあり、それでなかなか行くことができないという声があります。そのような出前なども回数が少ないなどといったこともあるので、これから平成31年度まで見込みで1か所と出されていて、費用のことも関係するかもしれませんが、空いているところを利用して、ここを市民の目から考えていただくことはできないでしょうか。

中山会長：いかがでしょうか。今の要望というか、ご意見だと思うのですが。各地区に1か所ずつ、地域子育て支援拠点事業を展開する場所があるのですが、今のご発言は要するに交通の便などということになかなかそのような所に行けない方

々に対して、そのようなことに対して年間かなりの回数で、出前で行っていると。それでもやや足りないのではないかというご指摘だと思うのですが、これに対してどのように考えるかということだと思います。

岡田副主幹：八千代市では拠点事業に関しては、地域子育て支援センターを拠点としての地域子育て支援事業と母子保健事業を連携させた各種事業を展開し、妊娠期から出産、乳幼児までの切れ目のない支援を提供するというのと、また地域の支援ネットワーク化を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進する事業として開始しています。妊娠期から出産・乳幼児の切れ目のない支援の提供として、母子健康手帳の交付をした後とし、乳幼児期に実施する各種母子保健事業を、地域の子育て支援の場で提供し、日々の遊びと交流の広場につなげることで、親が本来持っている力を出すこと。事業の参加者などに対して行うことによって、養育支援などを行っています。

八千代市の支援センターは、遊びと交流の広場を提供し、利用者だけでなく、各種事業と一緒に提供することで、地域に住む全体の家族の状況を把握することができ、子育てアドバイザー、保育士と共に支援が必要な人の発見や、意図的な継続支援の場としており、拠点としての機能を果たしていると考えておりますので、今回のことはご意見として伺っておいて、また検討できるところがあれば出前交流の広場等場所も増やせていけるかと思っておりますので、意見として持ち帰らせていただきたいと思います。

丸山委員：保育の事業者としてなのですが、市内の私立の幼稚園であったり、私立の保育園も、ここの数字には載ってきていないのですが、先ほどの出前と同じように、各園が毎週何曜日という形で保育園開放・幼稚園開放等々しておりますので、かなりの数が行われていると思います。私のところでやっても、毎週やっていて30組ぐらいの方が来ていたりするので、やはり数には出てこないところがありますが、各幼稚園・保育園がそれぞれそのような場を提供もしておりますので、そのような数の集計をしたことがないのですが、そんなこともしております。

中山会長：ありがとうございます。これは今のような取り組みというのは、あくまでも自発的に行われていて、市の方がそれを把握しているかは別問題でしょうか。

丸山委員：把握していらっしゃると思います。ハンドブックには出ているので。

中山会長：ということは、今のご質問から始まっているのですが、先ほどの回答にもあった大変重要なことをやっているわけですね。重要なことをやっていることについて、数の面でどうなのかという点では、保育園や幼稚園でもそのようなことはされているというのは重要な情報だと思いますので、記録をしっかりとっておきたいと思います。

藤澤委員：確かにやってはいます。ただ、園の自主事業として取り組んでいる部分が非常に多いです。認定こども園の場合は、子育て支援が義務付けられておりますので、やはり今度の施設型給付の中には含まれていますが、保育園の方の人件費で、保育士分ということで人件費が入っているのですが、実際に運営で取り組もうとして、子育て支援用の遊具や玩具、あるいは施設の部屋の整備をしよう

という時に、今ほとんど補助が付かない状況ではあります。ですから、やはりこれからの方向性として、次世代育成支援行動計画にそういった子育て支援で、今のところネットワークでやりましょうというところが入ってきていましたので、拠点としてはもうこの7地区に1つと、市の方で方針を決めていらっしゃるということで、拠点としては致し方ないと思うのですが、その拠点を中心とした地域子育て支援にどのように取り組むかという内容について、今後検討をいただきたい。幼稚園や保育園・認定こども園を含めて、あるいは商店街で空き店舗を使ったり、千葉市などよくありますよね。そのような形で、また市町村でもいろいろな取り組みをしておられるので、どのような形でそのネットワークを広げていくか。それこそベビーカーでちょっとしたところにいける。雨の日集える場所。そのような確保って非常に大事だと私も考えていますので。幼稚園・保育園は開設時間帯になかなかできなかつたり、ある曜日を限定していたり、あるいは在園児だけでも待機児童がいっぱい出て、それこそ定員超過でやっているのです、0、1、2歳児が園庭で遊んでいる中に、親子連れの方たちと一緒にできかねる場合がやはりあったりして、ある程度時間を区切らせていただいていることもあるので、どのような形で地域資源を生かしていけるかということで、拠点を中心にしていろいろなネットワークを広げ、あるいはいろいろなランチを作る、そのようなことをご検討いただいて、必要があれば予算化していただきたいと思います。

中山会長：大変重要なお指摘だったと思います。今の発言に関して、市から何かお答えするようなことはありますか。

河原主査：今回示させていただいた拠点事業の確保数についてですが、先ほど皆さんがおっしゃった通り、地域子育て支援センターが実際に設置されている箇所数とイコールになっている状況であります。ご指摘があった通り、なかなか行けない方たちのために先ほど説明があった出前等で違う場所でやっていくという部分は、あくまでも出先というか出前としてやっている部分なので、今回のカウントとしては入れない方向で考えるのが本来ではないかと思われま。要は施設としての箇所数として今回1か所なり2か所という形で数字を入れさせていただいておりますので。それで、事業の展開としましても、今出前をやっている状況ですので、その辺の部分については担当とまた相談したいと思いますが、当然ニーズに合わせた形での事業展開は必要だと考えますので、そういったものも含めて、今回のこの表の例えば下に、確保に向けた方策などといった部分で、文章を付け加えながらご理解いただけるような構成としていった方がよろしいかと思っておりますので、そういった提案も次回させていただきたいと思っております。

中山会長：ぜひよろしく願いいたします。今の議論を議長として聞いていて、大変大事なことがいくつか出ているので、提案が実現できるかどうかは別ですが、実現してほしいという思いの発言ですので、尊重した記録のあり方、まとめ方ができればと思います。関連してでも結構ですし、他の点でも結構です。今のところ2つのことが出ていました。1つは0歳児、1～2歳児の保育のいわゆる確保

方策について、具体的に質問がありました。もう一つは今の地域子育て支援事業に関しての具体的な質問・意見でした。他にありませんでしょうか。

竹内委員：疑問に思っているところを伺わせていただきます。今日の資料の3ページの27年度のところで、2号認定の保育を求めておられる方の数でマイナス84。あとは3号のところでもマイナス27と2つのマイナスがあるのですが、これに対してどのような対応を考えておられるのかを、改めてお伺いしたいです。

また、私自身はこの3号の年齢に当たる子どもたちへの保育というよりも、教育面で非常にもともと関心を持っておりまして、これから先、自分でもできることがあれば携わるという強い希望を持っているのですが、それに関してこれは、最初の1回目か2回目に配られた資料で、保育に関する認可制度の見直しについてということで、この小規模保育というのは今まで普通に市民として暮らしてしまっていて、そういったことがあまり情報として入ってこなかったの、新制度におけると書いてあるから、新しく誕生していくのだと思うのですが、事業所内保育などというのは新聞記事などで見ることもありますが、家庭的保育などがこれから積極的に行われていくということは、この席に選ばれて座るまでは全然情報として知りませんでしたので。小規模保育園、5人ぐらいだったら私にもできるかなと思うようなものです、主婦で余裕ができてきた方たちがいると思うのですが、どの程度の人がそれを知っているかどうかを疑問に思いました。私はここにいて詳しく内容が分かったわけなのですが。

それで、条件として経済的基礎。2番、社会的信用、社会福祉事業の知識・経験などの要件を満たす場合ですね。そのような場合に認可されるということが資料としてありますが、こういったことをもっと市民の全員の方が知ると、例えば公文の教室、学研の教室、英語の教室って主婦がいろいろ教育に、広告ですよ。そういったことで意欲をかすかに持っていた方たちがやってみようという気になることもあると思います。こういった保育事業も小規模でできると、いろいろそれに対して厳しい条件はあると思いますが、それを知りたい場合にどこで説明しますなどといった広報を見たことがないので。もし新制度でできるならば、もっとみんなに分かるように伝えたらよいと思います。私自身、詳しくお話を伺っていきたいと思っております。

中山会長：では、今の2点ですね。1点はマイナスで書かれている数字についてのご説明。それからもう1点は、今の委員のようなお考えを持っている方がいる場合、どのように情報を得たらよいのかなど、そのあたり分かる範囲でご説明いただければと思うのですがいかがでしょうか。

木村主任主事：まず1点目は、平成27年度の計画に対してマイナスが生じているではないかというご意見なのですが、確かに保育を希望されている方がそれなりの数が出ていて、施設の整備が間に合っていないという状況で、こちらのマイナスが出てしまっている状況になっております。こちらにつきましては、ここに出ているそれぞれの施設の数字というのは、認可を受けた数字を積み上げたものになりますので、待機児童を解消するまでの間は、定員を超えてお子さんをお預かりする。弾力化と呼んでいるのですが、そういった定員を超えてある程度のお

子さんを、お預かりする形を取って、希望する方が1人でも多くお預かりできるような対応を平成27年度については取っていきたいと考えております。それで、平成28年度になりますと、施設整備も進んできまして、全体の過不足数が、すべて0以下の数字になっておりますので、希望する方はすべて受けられることになるのですが、27年度についてはその定員内では受けきれないという作りになっているのですが、何とか各施設、公立の保育所も含めてお子さんをなるべく多く預かれるようにしたいと考えております。それから2点目の新しい事業の周知なのですが、こちらにつきましては、認可の基準の条例を11月の議会で条例化するスケジュールを組んでおります。議員の方々に審議をいただいて、その条例が可決されれば、八千代市としての認可の基準というのは定まりますので、今後平成27年度の、また事業者を募集することになるのですが、その際に八千代市としてはこの認可基準で行いますので、希望する事業者の方はいらっしゃいますかという形で周知を図っていきたいと思っております。

中山会長：ありがとうございます。では、せっかくですのでまだ委員の方からご発言のない方、あるいは発言された方でも結構ですので、もうしばらくこの1点目の話題について、ご質問・ご意見を求めたいと思っておりますがいかがですか。

石田委員：基本的な質問かもしれませんが、5ページの放課後児童健全育成事業の中で、阿蘇地区の高学年のところは0になっているというのがどうかなと思います。ニーズ調査の結果でニーズがなかったという理解でよいのでしょうか。実際に低学年の子がいる中で、28も29も30もずっと高学年が0というところがなぜかなと思ったのですが。

河原主査：前回の会議でもお示した通りなのですが、阿蘇地区、それから睦地区が高学年はすべて0となっておりますのは、今石田委員からお話があった通りで、ニーズ調査の結果が0でございますので、その数字を記載しているということでございます。

石田委員：実際には受け入れ体制、あるいはニーズがあった時に高学年のお子さんたちを受け入れるような方策に進んでいくのか、ニーズが0ということで特に高学年に関しては検討しないということなのかを知りたいのですが。

中山会長：これはニーズの把握をして固定的に捉えるのか、あるいは柔軟に手を挙げる人が出てきた時に対応できるような仕組みなのかという、広げて言えばそのような質問だと思うのですがどうですか。

山形主任主事：高学年に関しては、ニーズ量がないとなっておりますが、実際の受け入れは行う予定になっております。ただ、あくまで施設整備として定員枠を用意するというのは、ニーズ量の結果を基に作らせていただいておりますので、阿蘇地区と睦地区については、改めてその分を見込んだ施設整備等は行わない予定になっておりますが、現状の施設で可能な範囲で高学年の受け入れは実施していく予定になっております。

中山会長：これも場合によってはニーズを把握した時点で、よく情報が受け取られなくて回答しなかったというケースがあり得るかもしれませんね。その辺の対応が今

後どこまで柔軟に対応できるかというところになってくると思うのですが、その辺もしそのような声が出てきた場合、途中からでも施設整備を行っていくということはあり得るのでしょうか。

松井課長：量の見込みの確保数の基本的な考え方は、現在までもずっとご説明してきました通り、ニーズ調査を基に、国が示した量の見込みの算出方法によって算出しております。これが現実か、確実かというお話はまたこちらに少し置いていただかなければいけないと思います。陸地区を参考にご覧になっていただくと分かると思いますが、現在でも80の確保数があります。それで、高学年が0になっていますが、48人までは定員が受け入れられるという状況も加味されます。そのようなことを考えますと、この見込み量で0だから、では高学年は受け入れられないのかということ、そういった方針を打ち出す気持ちはないということです。

ただ、これだけは確保数が全くこの通りなのか、つまりいわゆる見込み量が絶対こうなのかと言われると、これはあくまでも今までご説明してきたように推定であるということです。そのため、運用上で柔軟に対応していきたいと思っております。陸・阿蘇についても、これだけまだ少しキャパシティーがあると示されています。現在でもキャパシティーがあるというような見込みになっておりますので、その中では当然高学年が希望をされた場合に、お断りすることは現実的にはあり得ないということかと思っております。

中山会長：ありがとうございます。丸山委員はしばらくすると時間のご都合があつて、もし意見・質問等があればお願いします。

丸山委員：今のところクリアになっておりますので大丈夫です。

中山会長：ありがとうございます。では、まだ発言されていない方や他の方がいますか。

藤澤委員：確保方策について、市の方である程度方向性は決まっているのかということで、学童保育所が非常に足りません。特に大和田・高津・緑が丘。国から示されたプランと現実の対策と一緒になった形で、教育委員会との連携など、そのあたり多少お話が進んでいるのでしょうか。これから全く新たにお作りになるのか教えていただきたいです。

中山会長：マイナスになっているところのご指摘ですが、今のところはいかがでしょうか。関係機関と連携を取っているのかということと、それからこの数字の見方なのですが、その辺を説明いただくとよいと思うのですがいかがでしょうか。

松井課長：確かに国は放課後子ども総合プランというものを、この7月の末に出しております。それにつきましては、国としては、学童保育所と放課後子ども教室の一体型の推進を図っていくという方向性が示されておまして、その内容が記載されております。次世代育成支援行動計画の方に、放課後子ども教室の関係についての対策ということで、記載していくことになると思います。

ただ、今現在、どのような形で進めるのかというものにつきましては、まだ検討中でございますので、そのようなものをまだ勘案していないということではございません。これはあくまでも子ども・子育て支援事業の計画の中で位置付けなければならない事業についてのみ記載させていただいているため、その他

の事業との連携であるなど、次世代育成支援行動計画で一体的なものにつきましては、今回お示しすることはできませんでしたが、当然素案を示す時点では、お示しさせていただきたいと考えております。

藤澤委員：この場で私たちが話し合う内容について確認なのですが、確保方策についてという議題にあるので、何か市からご提案があつて、それについて私たち検討するのかなと思っていたのですが、今日はまだご提案がないということで、この数値の部分だけを協議すればよろしいのですか。

中山会長：そうですね。そのような理解で議事を進めています。冒頭で説明がありましたように、次回の会議の時にある意味で素案が出るということです。今日の会議は初めて出た確保方策に関する数値など、その説明を受けて、ここでぜひ委員の皆さんからご発言を求めるということです。その発言を基にして、いろいろ検討が更に加わって、次回の会議で出てきます。ですから、変わらないままのものもあるかもしれませんが、特に大きな柱になるようなものがいくつか出てきており、これについては検討が加わり、結果がどのような形に検討されるか分かりませんが、各委員はある意味で市民を代表する形で今出ているわけですから、尊重される方向の中で議論されるのだと思います。

藤澤委員：確保方策についての提案はして差し支えないのですか。

中山会長：意見として、もちろんそれで記録されていくと思います。

藤澤委員：では、私立幼稚園あるいは保育園に対して、意向調査が行われていますが、その結果について1つ教えていただきたいです。それで、最初、私立幼稚園、国の方では特定教育・保育施設で施設型給付を欲する園が9割と見込みで作っていましたが、市内の私立幼稚園は1園もないということで、認定こども園に移行する園が2園、あるいは3園あるという形で、確実な数字は私も分かりませんので聞いているのですが、そのあたりどのように理解すればよろしいのかというのが1点。

それで、これから国の方では新制度の中で大事な施策として、第1に認定こども園の普及を挙げております。この2号、3号の足りない分を補うというので見ますと、結局どんどん余っていくという状況になっていますので、平成27年度で823名分定員が余っていきます。それから平成31年度には1号も非常に余っていきます。それで、やはり施策の展開としては、2号、3号を小規模というやり方はもちろんあるし、家庭的保育事業という確保のしかたもあるし、私立幼稚園が認定こども園に移行することで3号の定員まで空き教室があればやれる可能性もあります。それから、2号の部分で幼稚園が認定こども園になって引き受けることで、現在の保育所、それから公立の保育所も含めてですが、0、1、2歳児の方を定員として確保するという方法もあるかと思ひます。

やはり認定こども園制度の普及ということもありますので、私立幼稚園では施設型給付に円滑に移行できるよう、それから認定こども園に移行する希望のある園については、円滑に移行できるよう支援をお願いしたいです。

それで、認定こども園で2号、3号を取るためには、施設整備がやはり伴ってきたり、給食設備が必要になったりということがありますので、国の制度とし

ては今年度までは安心こども基金というのがありますが、次年度以降まだどうなるか不明瞭な点がございまして、もし分かりましたら分かり次第現在の私立幼稚園等にお知らせいただき、あるいは保育所の方でも定員増ができるような方向で施設整備ができるのならば、おそらく既存の施設を利用した形で 2 号、3 号の定員を増やすことが可能かと思っておりますので、できるだけ国の制度等を利用して、円滑に移行できるようご検討をお願いしたいと思います。

もう一点ですが、先ほど初めて小規模を知ったというご意見もございましたが、新制度につきましては、やはり国の方では一生懸命広報をして、ホームページ等を見ると、インターネットのテレビ等で保護者向けのページがあつたりします。それから冊子かなにかも改訂版ということで新しいものを園に送ってくるのですが、なるほどブックという保護者向けのものがあります。最初は 4 月当初のものが送られてきたのですが、9 月にまた改訂版ということで、ページ数が 14 ページだったのが、今度は 22 ページぐらい増えているのですが、園の方には 5 冊ぐらいしか送ってこないのです。すると、保護者に配りようがなく、コピーして配らざるを得ないのです。移行しない園については、やはりあまり知らせてくれるなという私立幼稚園さんもあって、今まで従来通りでということがありまして。

ただ、これから幼稚園・保育園を選択するに当たって、保育園は新制度に移っていきますので、1 号、2 号、3 号という呼び方もおそらく保育の場ではこれから新制度に向けて 2 号の認定、3 号の認定ということで認定を取っていくので、必要などころにきちんとフォローできるような態勢を整えていただきたいというのがお願いでございます。

それで、広報やちよの平成 26 年 10 月 15 日号に私立幼稚園の入園願書を配布しますということで、願書配布は 10 月 15 日で 11 月 1 日受け付けということではありますが、新制度を実施予定ということは書いてあります。それで、新制度に移行する園と、現行制度を継続する園がありますということで、新制度に移行する幼稚園の利用者負担額は、国が定める水準を限度に、保護者の所得によって市が定める額となりますとしか書いておらず、これだと分かりません。市が定める額はいくらですかと電話があつたら、おそらく答えられません。まだ決まっていない状態です。それで、その隣に子ども・子育て支援新制度の詳しい内容はホームページをご覧くださいと書いてあるので、私もホームページで一生懸命探しましたが、まだ載っていないので市に問い合わせましたら、これから作りますというお話です。やはり必要とする保護者、それから利用者に対してきちんと広報していく必要があります。国が進めている制度ですし、必要な情報として整えていただきたいというのがお願いでございます。

中山会長：大事なお指摘・提案だと思います。3 点ありました。1 点目は、意向調査の状況はどうなのかというご質問でした。まずこの点から一つずつ回答をいただけますか。

河原主査：幼稚園部分については私から説明させていただきます。18 園市内にありまして、その中で、平成 27 年度、来年度から今幼稚園から、認定こども園として移行

を考えているのが 1 園だけです。平成 28 年度につきましては、3 園幼稚園がございまして、もう 1 園が平成 30 年度になるのですが、やはり新制度の方に移っていきたくて考えておられます。計 5 園ですね。

藤澤委員：それはこども園に移行するということですか。

河原主査：それは今の段階でははっきりしていません。ひとまず施設型給付には移りたいという前提でのお話です。

中山会長：保育園側の方をお願いします

木村主任主事：保育園は、今市内の私立が 16 施設ありまして、16 のうち 3 か所が平成 27 年度から認定こども園を希望されています。平成 29 年度あたりから 1 施設検討中という状況でございます。

中山会長：ありがとうございます。幼稚園が 5 園、保育園が 4 施設ということでしょうか。それで 2 つ目は、いわゆる認定こども園等に移行する場合に、財政支援ですね。施設整備についてやはり経営する側の方々にすると、ある程度支援が得られるということが非常に大きな後押しになるということだと思います。その辺については市として何かそのようなご提案というか、意見について何か検討があるのかどうか。もし分かればお答えいただければと思います。

先ほどのご意見の私なりの理解では、いわゆる認定こども園の移行に対して、国からの支援・補助金のようなものが出ている時に、来年度、今後のことがはっきりした形でまだ分からないとのこと。市としてそれを推進するというのであれば、それなりの財政支援のようなものが図られないと、施設整備の面で、給食等の施設などで具体的に出ていましたが、そのようなものが裏付けになればより推進が進むのではないかということだと思いますが、そのあたりは議論されているのか、お考えがあるのかという質問だと思います。

藤澤委員：これからおそらく出てくると思うので、やはり市を通してそういったことが、今度は市町村を通してということで、市の財政負担ももちろんあるので。それで、そのあたりをきちんと確保できるように、市の方もそのような国からの補助金の仕組みが出た時に、活用してこども園が円滑に進むようにご検討いただきたいです。それから情報提供として、今 5 園ですが、結局財政支援が得られればこども園に移行したいところなど。それから、来年が新制度ですので、1 号、2 号、3 号の保育料がどうなるのか、また、市の補助金がどうなるか全く見えない中で、非常にみんな不安に思っていると思います。そのため、認定こども園に移行するには、これだけきちんと認定こども園は必要ですよということで、市の施策としてきちんと進めていただきたいというお願いです。それで、きちんと活用できる補助金があるならば、情報提供として私立幼稚園なり保育所なり情報提供をして、補助金を受けることができるのでということで、八千代市の方でも財政をきちんと確保して申請できるような態勢を整えていただきたいと思います。

中山会長：八千代市の行政の側が、今のような意見をどのように受け止めるかということだと思います。まだ政策的に裏付けになるようなものがなければ、軽々しくこうです、ああですとは言えないと思うので、この場ではある意味で藤澤委員が

おっしゃっていること、非常に分かりやすいことでもありますし、市としてどうするかというところでそのようなことも踏まえた検討をお考えいただくという事です。

藤澤委員：そうです。確保方策として認定こども園を活用するというのは国でも進めている事業ですし、非常に大事なことではないかなと思います。数字を見て、事業計画を見ると私立幼稚園は子どもが余ってしまいます。一方で 0～1 歳は足りないということで、弾力化が図られても、それでもおそらく事業計画だからこの数字でとおっしゃるが、現実にはおそらく待機児童が出るだろうと私は感じています。ですから、この私立幼稚園でも預かり保育の希望が増えていますし、しかも時間を延ばしてほしいという希望も出ています。でも、私立幼稚園だったら、預かり保育料をまたいただかなければならなかったりします。それから 2 号認定に比べて給食費がかかったりということで、保護者にとっては財政的な負担が非常に多いので、私立幼稚園が認定こども園に移行するだけで 2 号認定が取れますので、保護者の利用者負担額も減ってくるということで、保護者にとってもメリットがあります。市としても 2 号、3 号の確保方策として有効な手段でありますので、ぜひご検討いただきたいです。それで、ご検討いただく上では、やはりきちんとした財政支援、市の負担はもちろん上乘せされてくるとお思いますので、そのあたりをきちんと確保していただきたいというお願いでございます。

中山会長：ここで決めることではありませんが、このような委員会が開かれている場でこのような意見がある意味で尊重されるという理解ができると、当然のように行政の長に伝えられるなり、行政の判断の中で参考にされるということだと思いますので、特段今のご発言について、このようなことが課題である、あるいは問題であるという、意見が特になければ、今の委員の意見を記録に残して進めていただければと思います。

それから 3 つ目は広報活動です。要するに分かりやすく実際に工夫されていると思うのですが、もっと分かりやすく提示した方がよいというご意見だと思います。ちょうど今当事者に当たる若いお母さんたち、これから子育てに当たるような方々に分かりやすい情報提供が必要ではないかということですが、このあたりはいかがですか。広報活動のあり方について、今後何か予定されていることなどあればお願いします。

河原主査：先ほどご指摘がありました通り、幼稚園の願書の配布が 10 月 15 日からということで、広報の方に掲載されたのですが、それに合わせて市のホームページも整備すると言いながら、まだ実際に公開されていないということで、それについては取り急ぎ公開できるような形で作業を進めてまいりたいと思います。

また、新制度の開始等、計画も含めてなのですが、市のホームページでしたり、広報で、市の広報が 1 日と 15 日に毎月発行されておまして、1 日号か 15 日号には特集的に新制度のページを今検討しておまして、広報広聴課の方と調整もしておりますので、お知らせしていきたいと思っております。

また今後、先ほど保護者の関係もありましたが、特に幼稚園の部分は手続きが

進んでおりますので、新制度と現行制度の違いが分かるような形など、他市の状況等も比較しながら、作っていきたくと考えています。

藤澤委員：保育園の利用時間が変更になったり、それから入所基準あたりも随分変わると思いますので、そのあたりも含めて広報をお願いしたいと思います。

それから新制度というのは、幼稚園・保育園だけではなく、地域の子育て支援事業だったり多岐にわたりますので、市の方でどう取り組んでいくのかということも併せて、この会議の結果ということになりますが、市民に今後広報していただきたいと思います。

中山会長：今、委員が言われたことが、最後の方でスケジュールのご説明があると思うのですが、だんだんそのようなまとめの時期に入ってきているわけですね。それで、パブリックコメントを求めるまでに、今のような発言についてこの会議で市として政策的なことをしっかり示す、そのようなことも強く意識してやっていただきたいということは言えると思います。

広報のあり方も、そのような点では非常に大事なツール等で市民に訴えて、このような点に市は力を入れているということを強調できる場でもあるので、そのような点でもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

河原主査：もう1点なのですが、新制度については、子ども・子育て支援新制度というページを今作っておりますので、その部分については公開されておまして、ホームページにもリンクが貼られていますので、その辺も随時更新しながら皆様に情報をお伝えしていきたいと考えております。

阿部委員：1つひとつのことについては、ニーズを今までずっと追い掛けてきて、この5年後、それが改善されていくというのは、これで非常によく分かります。例えば5ページの学童保育所などでも、5年後には大体全部過不足数がプラスになって、改善されていくのだなと、1つずつのことに対しては非常によく分かります。それで、先ほど7月に放課後子ども教室と学童保育所の連携など、いろいろなことがまた新たに出たという話がありました。この前も発言したのですが、学童保育所に入っていない子どもの長期休業の間の居場所、それから普段の放課後の、今学校から帰ってくるだけでも安全とは言えないような世の中で、その夕方、日が暮れるまでの居場所などのことで最初に立ち戻ると、市民の自由記述のところ、児童館だったり放課後の居場所が欲しいということが非常に多く書かれていたと思います。

それで、それについて1個1個、こうやって方策を改善していくのだなと会議で参加させていただいてよく分かるのですが、全部終わって、さあ始めるといふ段階の時に、そこからこぼれ落ちてくる場合があります。では、これはどうなっていたのだろうと、市民の側からすると、これが一番言いたかった人がたくさんいたのに、では、これはどこの計画に載ってくるのだろうということがないように、新しく放課後子ども教室と学童保育所の連携のことや、あとは児童館を新たに建てるのは、多分財政の面などでも大変だと思うし、大きいものを一つ立てたら、そこに放課後歩いて来られないということがあるから、本当に小さいもので身近に行けるところで良かったり、学校でも良かったり、空き

教室でも良かったりするのですが、そのようなことが市民の立場から、子どもが安心して過ごせる長期休業や放課後の居場所をやはり漏れ落ちないようにしていただきたい。最終的に来年度から少しでも希望を持って子どもがいられる場所があると、「今度の八千代市はこのようなものができてくるのだな」、あるいは、「前より良くなったな」という進歩が見られるようになります。そのような計画になってほしいなと思います。

それともう1つは、広報活動のことなのですが、今の若いお母さんたちなどに限らないのですが、新聞を取っていない方も多いです。広報というのは、やはり漏れ落ちてくるので、ホームページというのがあるのですが、市のホームページをきちんとパソコンから見るというのは、よほど関心がある方だと思います。本当は自分の子どものことなのでやらなければいけないのですが、やはり若いお母さんに身近なスマートフォンでパッと見れば、今このようなものがあるのだ、あるいは、今日ここでこんなサービスが受けられるのだというのが、公園にいながらわかるなど、家事の合間に少し確認できるように、そうやって情報を得られるというのがやはり一番手っ取り早く簡単で、今の若い人に合っているのではないかなと思います。今あるのか分からないですが、ぜひ、何かもっと見やすい仕組み、簡単に身近に若い人たちが検索できるような広報活動があったらよいと思います。

中山会長：ありがとうございます。ご意見はとても大事だと思うのですが、学童保育所関係、それから居場所関係というのは、今阿部委員がおっしゃったようなことは、多くの市民が思っていると。このような委員会の場を経て、今回の確保策ではいろいろ説明があるわけですが、関連して、今のようなことがもし市民に何か伝えることができるか、どんなメッセージを投げることができるのでしょうか。つまり、このような要望に対してどのように取り組もうとしているのかという一つの示し方、発信だと思うのですが、このあたりはいかがですか。

松井課長：今おっしゃっていただいたスマートフォンでの情報提供を考えてということで、私どもの方としましても、今具体的にお話をいただいた広報紙、またホームページというところの中でいろいろな情報を発信していきたいということなのですが、そのようなものの開拓について、今ご意見をいただきまして、検討していきたいとは思いますが、一両日中に対応が取れるなど、何かが解消されるという形ではなく、貴重な意見として承らせていただきまして、検討を続けていきたいと思います。

言い訳がましくて申し訳ありませんが、確かに見づらいというところについて、ご指摘を受けたと思います。市では、内閣府のホームページにリンクさせていただいておまして、先ほど藤澤委員からも内閣府から出ているというご紹介があったと思います。こちらについては、市のホームページから飛んで見えるような形の中で紹介させていただいています。新制度のホームページの中です。ただ、その中には、当然利用料のことについては、なるほどブックに掲載されている内容の通り、内閣府のホームページに飛んでいただければ見えるような形になっております。ご指摘いただいたのはそのようなことではないと思われま

す。もっと見やすいような形の中で、皆さんにご提示しなさいというご意見でしたので、それについては早速、ホームページも整理させていただきまして、皆様に分かりやすいようにお示しできるようにしてまいりたいと思います。

中山会長：1点目は、先ほどのような、要するに居場所等の確保については、今日の議論の中では、学童保育所を新制度で充実させていくとのことです。それから要するに厚労省・文科省の中で、そのような居場所の整備を教育委員会等と関連付けながら整備していくということが方針として持たれているのですが、更に何か市民に伝えられるようなことはありますか。いかがですか。

須藤副主幹：子どもの居場所など、広報策等を検討いただいているのですが、具体的に示されていない内容につきましては、これから皆様にご説明したいと考えますが、素案における次世代育成支援後期行動計画について、現行の子どもの施策の計画に網羅されているものを、新事業計画に包含した章立てをいたしまして、引き続き子どもたちの放課後の居場所などを事業として掲げ、一体化した計画となるよう構成させていただきたいと思います。そのことにつきましては、次の議題2の方でご説明させていただきたいと思っております。

中山会長：今のように八千代市の次世代育成支援行動計画を包含するという言葉がありました。示されていくということでご理解いただければと思います。

藤澤委員：学童保育所の確保方策について1つご提案をしておきたいのですが。一時預かり事業というのが幼稚園の在園児向け、それから、幼稚園の在園児以外も預かれるということが示されています。それで、これはすべての家庭の0～5歳児が対象なのですが、少なくとも小学校低学年まで含めてみたらいかがかなというのが1つご提案でございます。

それで、それに関して学童保育所が小学生を預かることについては、パート職員人件費1人分確保できるだけのものでやっちはどうかなというのが1つご提案でございます。学童保育所を改修するよりは、きちんとした施設の中で責任者がいて、毎日活動しているような場所で預かり保育をやっていれば、大体がそこで学童の低学年ぐらいは預かりの先生が1人いて、もう1人先生を付ければ学童の子どもたちが一緒に見ることもできます。人数に応じて職員の人数は変わってくると思うのですが、自主的に学童まで預かるというような幼稚園・保育園に対して、一時預かり事業の一部として、対象とすることを1つご提案したいと思います。

また、一時預かり事業については、幼稚園型と一時預かり、0～5歳児が今度一緒になるということでこの間お聞きしました。それで、自分の保育園、幼稚園の方で一時預かりを受託しているのですが、在園児の預かり保育と0～3歳、就園前のお子さん、その子どもたちと一緒に預かり保育で預かるというのはとても無理な話です。やはりきちんと0～3歳、就園前のお子さんを預かるには別な部屋をきちんと確保して、それ専用で、0～1歳だったら0歳までは3人のお子さんについて1人、1～2歳なら6人について1人という配置基準があるので、それを守った形で職員が手配できるように、0歳から在園児以外の部分については確保していく。

それから、在園児の預かり保育は今、県で行っていますが、それが市町村になりますので、今と同じ、いわゆる後退しないように、あるいはそれ以上の預かり保育のニーズが出てきますので、きちんと市で対応していただきたいというのがお願いです。また、他に学童保育所というやり方がもう1つ確保できるようにすることをご提案したいと思います。

それから2点目、10ページなのですが、実費調整に掛かる補助を行う事業についてもお話したい。

中山会長：まず2点のことをお願いします。今の意見はそのままのご提案として受け止めていただければよいと思うのですが、何かコメントが市の方からありますか。1つは要するに学童保育の低学年の保育を、いわゆる既存の預かりの場で延長してはどうかという考えです。その場合に、いろいろな基準、あるいは人的な配置が必要ですから、当然予算が必要になるのですが、そのようなことを八千代市として考えてはどうかというご提案です。

もう1点は、今ありました預かり保育。一時預かりの部分について、今後市の方で、県から市に下りてきた時に、基準をしっかりと守ることの中で行うことを、しっかりと取り組むことを考えてはどうかということだと思っております。

藤澤委員：①と②が1本にされるということをお伺いしました。在園児以外の子どもと、在園児の預かり保育を1本として。まだ基準等示されていないのですが、やはり一緒にやることは無理ですので、今まで通り在園児以外の預かり、一時預かりはきちんと確保し、それから在園児向けの預かり保育を確保できるようにご検討いただきたいと思います。

中山会長：ご検討いただくということによろしいですか、特に関連するご説明がなければ。では、次のことをどうぞ。

藤澤委員：10ページの方で12番と13番。初めて出てきたので、市が定めた利用者負担額で施設が教材・行事参加費などの実費徴収を行う際に、負担軽減のため公費で実費負担の補助を行うという記載があるのですが。ここで記載されている対象施設について教えていただきたい。

それから、この実費徴収というのは何を指しているのか、それについても教えていただきたい。

中山会長：この点いかがでしょうか。今の(12)のところの実費徴収に関して、施設とは何を指しているのか。また実費徴収とは何を指しているのか。これはいかがでしょうか。

松井課長：こちらにつきましては、法律に記載されている地域子ども・子育て支援事業の関係ですが、こちらの対象につきましては、普通、施設と申しますと教育・保育施設になります。

藤澤委員：あとは逆に特定教育・保育に含まれていない私立幼稚園。確認を受けていない私立幼稚園も対象なのでしょうか。おそらく保育園、認可保育園も含めて保育園は対象になるのかなという気がしますし、あとはその他の施設では、地域型保育も含めて、認定こども園などの対象になるのか。私立幼稚園すべて対象になるのでしょうか。

松井課長：施設の範囲ということですね。確認し、後ほどお答え申し上げます。

中山会長：そうしますと、実費徴収の方もそのような確認をしてお答えいただいた方がよろしいですね。

藤澤委員：施設型給付については、徴収をします。特定保育料でしたか。特定保育料とあとは実費負担分で、給食費などというものが入ってくるのですが、そのあたりどのようになっているのでしょうか。行事参加費と書いてあるのですが、自分は上乘せ徴収の中の特別保育費ということになっていてほしいです。特定保育料でいただくようになっているので、この実費徴収というのはどこまでの範囲を指すのかを教えてください。

その次なのですが、多様な事業者の支援・相談・助言を行うというのは、これは具体的にどのような活動をイメージされているのですか。あるいは施策として載せるご予定でしょうか。

中山会長：では、(13)の多様な主体がというところの説明の多様な事業者についてお願いします。

藤澤委員：株式会社等の保育所設置を検討されているのかということをお伺いしたい。

中山会長：これはいかがでしょうか。

松井課長：こちらにつきましては、事業内容の概要という形で、項目だけを載せていても、何のことかよく分からないとのこと。皆さんにつきましても、私どもの言葉で簡単に概要を説明させていただいたような状況でして、その内容の検討につきましては、素案でお示ししたいと思っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。

中山会長：では、いろいろ大事なご質問、そして素案がこの後、次回の時に今のところが明確になるということでもよろしく願いいたします。

では、時間もだいぶ押していますので、もし特別にご発言がなければ、第1の協議についてこれまでとしたいと思っております。また後ほどご発言があれば受けたいと思っております。

石田委員：少し細かいのですが、9ページの(9)の乳児家庭全戸訪問事業の確保内容のところで、実施体制で71名の支援する人材を確保するという中で、この母子保健推進員さんは、特に何かの資格を持っているということではなく、母子保健の事業に携わっている方という理解でよいのでしょうか。職員の方ということで。

石橋副主幹：専門職ではございません。

石田委員：ボランティアさんですね。

石橋副主幹：乳児家庭全戸訪問事業を母子保健推進員が行うということなので、その研修を必ず実施するということでもあります。

石田委員：その上で意見があるのですが。私自身はやはり乳児を持っている時に、いろいろ不安を抱えながら子育てしていたのですが、その中でももちろん子育ての経験のあるボランティアさんの意見というのは非常に貴重だと思うのですが、他方で、全戸訪問ということなので、未然にいろんなことを防ぐという重要な役割がある事業だと思います。それで、この中にカウンセラー、いわゆる心理士やソーシャルワーカーが入っていないことも少し気になるなということで、すぐ

にどうこうということはできないと思うのですが、今後新しい人材を配置する時に、そういった方をご検討いただきたいと思います。もちろんボランティアさんは大切だと思いますが、その後ろの、養育支援訪問事業の中に心理士さんが1名入っていますが、専門的に心理の勉強をされている方は非常にうまくお母様方の言葉を引き出したり、受け止めたりということがありますので、子育てでナーバスになっていらっしゃるような方に対し、ぜひ社会福祉士とそれから心理士の配置を要望します。今後、平成31年度までに無理であれば、その後でもかまいませんので、配置して行ってほしいと思います。

中山会長：今のご指摘の通り、ご検討いただくということですね。市としてどうかということだと思います。

それでは、今ご意見がありました。先ほど申し上げたように、もし後でありましたらご発言していただいて結構ですので、ここまでの議題の1のことを終わりにします。たくさんのことが出ましたが記録されていますので、次回の会議でいろいろご検討いただいたことが、報告並びに提案されるということになるとと思います。ぜひその点よろしく願いいたします。

中山会長：それでは議題の2「(仮称)子ども・子育て支援事業計画の素案について」、事務局より説明を求めます。

須藤副主幹：議題2の(仮称)子ども・子育て支援事業計画の素案についてご説明いたします。資料26-4-2「(仮称)八千代市子ども・子育て支援事業計画」構成内容(案)をご用意ください。

初めに、前回の会議におきまして、(仮称)子ども・子育て支援事業計画は、現行計画である次世代育成支援後期行動計画と一体のものとして策定していく方針であることを踏まえて、子ども・子育て会議で施策の内容や理念、教育・保育のニーズ量、また確保方策などを、(仮称)子ども・子育て支援事業計画の素案としてお示しするとのご説明をしておりましたが、次世代育成支援対策推進法が10年延長となりましたことから、今後国から示される次世代育成支援行動計画の策定指針を踏まえて検討した結果を、新しい事業計画に反映してまいりたいと考え、本日は計画の構成内容の案をお示しして、この計画の構成内容についてご説明させていただきたいと考えております。なお、(仮称)子ども・子育て支援事業計画の素案につきましては、次回の会議でお示しし、皆様からご意見をいただきたいと存じます。

それでは、資料26-4-2「(仮称)八千代市子ども・子育て支援事業計画」構成内容(案)をご覧ください。この新しい事業計画でございます市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条で、各市町村の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業法で定められております13事業の提供体制の確保等について、事業計画を定めるものとして策定が義務付けられ、法律上で対象となる施設・事業が定められております。本市では、現行計画である八千代市次世代育成支援後期行動計画に基づき、今まで総合的に子ども・子育て支援を行ってまいりましたことから、新しい計画である(仮称)子ども・子育て支援事業計画には、現行計画を包含し一体化した計画を策定し、子ども

・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進したいと考えております。計画書の構成ですが、資料にございます通り、全6章立てとし、それと資料編という構成を考えております。それでは、各章ごとの記載内容についてご説明します。まず第1章の「計画策定にあたって」につきましては、計画書の冒頭でこの計画がどのようなものであるかをお示しする章として、八千代市のこれまでの子どもに関する計画などの取り組みの経緯を踏まえた計画策定の趣旨、この計画の法的根拠や総合計画等の本市の上位計画、それと主に福祉系の計画になりますが、他の行政計画との関係を示す計画の位置付け、そして本計画の期間は平成27年度から平成31年度の5年間であることなど、本計画の策定体制を記載したいと考えております。

次に2章の「八千代市の子ども・子育てをとりまく状況」につきましては、八千代市の子ども・子育ての現状などをお示しする章として、市内の人口・世帯数・出生などの推移、保育園・幼稚園などで行われている市内の実施事業の状況を、グラフ等を用いましてお示ししたいと考えております。

続きまして第3章の「計画の基本的考え方（基本理念等）」は、本計画全体の理念等をお示しする章として、現行計画の八千代市次世代育成支援行動計画の基本理念等を踏まえて検討し、計画全体の基本理念・基本的視点・基本目標など、計画の体系を記載してまいりたいと考えております。

次に第4章の「施策の具体的な展開（施策の方向等）」につきましては、3章の施策の体系図、体系的に示した施策について、具体的な内容をお示しする章となります。八千代市次世代育成支援行動計画に掲げられております事業と、子ども・子育て支援事業計画策定のための基本的な指針に掲げられております事業、また、次世代育成支援後期行動計画の最終年度の評価・検証の結果として、前回第3回目の会議でご提示いたしました、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会からご報告いただいた内容等を踏まえて検討し、両計画が一体となった形で市が今後5年間に取り組む子ども・子育てに関わる取り組みなどをお示ししてまいりたいと考えております。

次に第5章の「事業計画」につきましては、子ども・子育て支援法で記載が求められている事業をお示しする章として、今日の議題1で皆様からご意見をいただきましたが、ご意見をいただいた部分がこの計画書の第5章に記載されるとお考えください。「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、及び確保方策を定めるために必要な教育・保育提供区域設定の考え方を示す教育・保育提供区域の設定。「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業の利用状況、ニーズ調査によって把握しました利用希望などを踏まえた量の見込み、確保の内容、実施時期を示す量の見込みと確保方策、認定こども園の普及に関わる基本的な考え方や、教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携方策などをお示しする子ども・子育て支援給付に関わる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保など、先ほど委員の皆様のご意見を踏まえ、検討したものを記載してまいりたいと考えております。

最後の章となります第6章につきましては、「計画の推進」について、本計画策定後の推進の考え方をお示しする章として、本計画の推進体制を示します。本計画の進捗状況の検証方法などについて記載する計画の達成状況の点検及び評価、本計画を推進する際の関係機関や団体との連携などについてお示したいと考えております。

最後に、資料編でございますが、計画の策定の経緯や、八千代市子ども・子育て会議の開催などについての資料を記載する予定でございます。本日は、子ども・子育て支援事業計画の5章に当たる部分を資料26-4-1でお示しました。その他の章につきましても、庁内調整、また国の動向に合わせて修正等を行っております。これらにつきましては、次回以降、素案という形で皆様からご意見をいただく予定ですので、よろしくお願ひいたします。

中山会長：どうもありがとうございます。今、詳しくご説明がありましたように、タイトルにありますように、「八千代市子ども・子育て支援事業計画」構成内容(案)の作業を進めているというご説明です。これまで八千代市が進めてきました次世代育成支援行動計画ですか、それから国の指針と連続性を持つもので、前回のこの会議でもその確認がありました、いよいよこのような形でまとめるということのご説明でした。何か今のご説明につきまして、ご意見等がもしありましたらお願ひしたいと思います。

藤原委員：5章の3番ですが、認定こども園の普及に係る基本的な考え方など書いてあるので、限定ではないと思うのですが、やはり市は認定こども園を普及させたいという思いというか、方向性があるのでしょうか。国は進めたいという感じですが、なかなか進んでいないような感じを受けるのですが、やはり市としては認定こども園を普及させたいのでしょうか。

須藤副主幹：5章のこの部分は、まず子ども・子育て支援事業計画、市町村に義務付けられております市町村計画の中におきまして、必ず記載する内容でございます。今回の新制度に関しまして、国の方では認定こども園の普及を図っていくという考え方が示されておりますので、この内容につきましては国の指針等に基づきまして、認定こども園普及に関わる基本的な考え方。またそれ以外のことについても今検討している段階になっておりますので、こちらの部分は必ずこの事業計画には記載する内容でございますので、今検討されているものを素案という形でお示したいと考えております。

中山会長：次回の時に素案が出てきた時に、その素案に対して、いろいろ意見を述べる場があるという理解でよろしいですか。よって、委員のご指摘の点は、記載されるということになります。それについて方針がはっきり書かれるという前提で読み取って、コメントを述べることができるとご理解いただければと思います。

では、もし今のご説明で良ければ、これで2番目の議題は閉じたいと考えております。よろしいでしょうか。

事務局におかれましては、今日2つの議題がありました、さまざまな委員からのご発言・意見がありましたので、それを踏まえて素案づくりの方に入って

いただければと思います。そして次回の会議でそれが形を持って私たちに示されると理解しております。

松井課長：先ほど藤澤委員からございました 10 ページの、実費徴収に係る補足給付を行う事業、これについての施設とは一体何を指すのかということで、私どもも言葉を分かりやすいようにという工夫をしたところがあったのですが、子ども・子育て支援法の第 59 条の 3 号に規定されている事業を指すということで考えていただいて結構だと思います。支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当するもの、以下、このことにおいて特定支給認定保護者という、それに係る、支給認定子どもが特定教育・保育、これは難しい言い方ですが、要は市が確認して公的給付の対象とする施設として認定した幼稚園・認定子ども園、そして保育所、そのようなものを利用した場合、また特定地域型保育を利用した場合と並べてありますので、これは市が確認をした施設、つまりは今申し上げたようなサービスをそこで受けた場合について、援助するという形ですので、そのような意味で言えば、市が確認した施設、新制度において公的給付の対象とした施設と読み取れると思います。

中山会長：補足説明をいただきました。よろしいですか。では、今後の会議の開催日程について、事務局よりご説明をお願いいたします。

河原主査：それでは、次回の会議の開催日程等を説明させていただきます。初めに次回会議の開催についてですが、11月21日（金）の開催を予定しております。詳細が決まりましたら、開催通知をもって委員の皆様にご案内をしたいと思います。その際にはご出欠の確認をさせていただきますのでお願いします。

また次回以後のスケジュールについてですが、次回の会議で事業計画の素案をお示しし、ご意見をお伺いしたいと考えております。その後、前回の説明と少し変わってきているのですが、予定をしておりますでしたが、12月に子ども・子育て会議をもう一度、開催させていただきまして、11月の会議で皆さんからいただく事業計画の素案に対するご意見を反映させたものを修正案という形で、再度示させていただきたいと考えております。

また、事業計画に対するパブリックコメントの実施につきましても、当初 12月に実施したいとご説明をしておりましたが、現段階では、1月にパブリックコメントを実施したいと考えております。なお、今年度最後の子ども・子育て会議については、2月あたりに開催を予定しております、その会議の中では、パブリックコメントの結果報告等を含めた最終的な事業計画をお示しできる形になる予定をしております。

続いて本日の会議にご出席いただいた報酬のお支払いですが、11月6日（木）を予定しておりますので、ご了承いただければと思います。

中山会長：いよいよ大事な時期と言いますか、パブリックコメントに向けた作業が続きますので、皆さん、よろしくご協力をお願いしたいと思います。今の事務局の説明に何かご質問があるでしょうか。よろしいでしょうか。

では、その他何かご意見、お伝えしたいことがありましたらお願いしたいので

すがよろしいですか。

藤澤委員：子ども・子育て会議に対して意見書を出させていただきました。それをこちらに出してくださいということで、説明する時間がなかったら結構ですから配ってくださいということをお願いしたのですが。

須藤副主幹：その件について、先ほどご説明したのですが、意見書につきましては、市が意見書を伺ったということで、市長まで報告いたします。

藤澤委員：会議に対しても私は出しております。

須藤副主幹：会議に対しては、議題とすることは困難でしたので、ご意見ということで市が伺うということをご説明させていただきました。

藤澤委員：意見書というのは、きちんと子ども・子育て会議に出しています。国の会議でもそうではないですか。意見書を必ず会議に付けて、会議の最後にご説明をいただくというのが意見書なのですが。議長、意見書の取り扱いについてお願いします。

中山会長：今の趣旨は分かりますが、時間はどれぐらい掛かりますか。

藤澤委員：5分で結構です。1〜2分でも。ただ、印刷してきましようかと言ったら、結構ですということだったので、皆さんの分は印刷しておりません。

中山会長：では、藤澤委員から簡潔にご意見を述べていただきたいと思います。

藤澤委員：意見書ということで、市長、それから子ども・子育て会議、それから八千代市の担当課へ出させていただきました。今3部しか持ち合わせがないので、後で皆様のところにご送付申し上げたいと思います。

新制度は、国で決めた制度ですので、そちらに移行する1つ目は、円滑な移行についてということをお願いをさせていただきました。先ほど会議で申し上げたように、必要な市民に対して適切な情報提供を図っていただくように、それから、新制度に移行する事業所及びその施設を利用する家庭に対して、市の窓口を明確化していただくと共に、円滑に移行できるように必要な手続きや情報の提供を迅速に行っていただくようお願いしたいと思います。私立幼稚園の募集が11月1日からで、自分の園は認定こども園に移行するのですが、まだ、市の方から情報の提供がいただけず、どのようにして認定を受けていったらいいのか、1号と2号はどのような手続きを取っていくのかということで、私の方で要項を作らせていただいて、1号は元気子ども課、2号、3号は子育て支援課と、両方に募集要項を送って確認をいただいている状況でございます。市の方が忙しいのは重々分かるのですが、11月1日からは1号の認定を受けるような形で手続きを進めていきますので、市の手続きをどうしていったらよいかを説明できるように情報提供をお願いしたいです。

それから2番目。利用者負担額の適切な設定をということで、これから市の方で1号と言って幼稚園の教育時間、4時間を標準とするお子さんたちと、それから2号、3号という8時間なり11時間なり利用して、給食費が含まれているお子さんたちの利用者負担額を設定していくのですが、やはり、時間が短い方が少なくて当たり前であって、たくさん利用する人たちの方が多いと、相応の負担ということで、それぞれの所得によって決められますが、きちんと保護

者が見て、1号が少ないと当たり前に見えるような金額で設定していただきたいです。

それから、第一子の保育料の設定についてなのですが、八千代市で今、私立幼稚園等就園奨励費というのが出ていますが、市で上乗せで3万円、第一子も第二子もキャッシュバックで年度末に戻ってくるのです。それで、今度の新制度は、第二子は保育料の2分の1減免ということで、国の金額そのまま利用者負担額を設定すれば問題はないのですが、そうすると、最高が25,700円で、今市の2号の保育料の最高が2万5,000円だったと思うのです。したがって、1号の方が高くなるので、おそらく八千代市の私立幼稚園等就園奨励費も年間で3万円出るのですが、それを月割りにすると2,500円をおそらく1号と設定するのが妥当な金額だと思うのです。

それで、そうすると第二子は2分の1なのですが、その補助金額も2分の1に減ってしまいます。今、第一子も第二子も関わりなく3万円キャッシュバックされています。ところが新しい制度に入ると、第二子は1号の保育料の2分の1ということなので、キャッシュバックも半分に減る仕組みになります。担当課にはそれは前もってお知らせしてあるので、ご理解をいただいているかと思いますが、やはりきちんと、新事業に移行する、施設型給付に移る子どもに対して、今の私立幼稚園等就園奨励費の仕組みと少なくとも同じように、新制度に移っても、利用者負担額が増えることがないようにお願いします。

それから3番目に認定こども園への移行ということで、今度は事業所に対してなのですが、私立幼稚園に対しては、市の単独の補助金で私立幼稚園幼児教育振興費補助金というのが出ています。それは職員の質改善や、子どもの保育の処遇改善ということで出ています。この件に関して保育園には、八千代市保育園運営費補助金というものが出ています。今度認定こども園になると、1号も2号も3号も一緒になるので、それぞれの補助金をどのようにしていくのが問題になってきます。

それで、新制度に移行した幼稚園と保育園を1つにして、認定こども園を受けたからといって、その補助金が両方とも切られてしまうということになります。それから、今まできちんともらって運営しているものが、やはり1つになることでどちらかがなくなってしまうので、ではもう私立幼稚園ではないから、認定こども園だから、私立幼稚園幼児教育振興費補助金に関わる場所は切るので出なくなるということは、子どもや保護者に対して、それから質の意味で、認定こども園に対して移行することで不利益を被ることになります。やはり認定こども園に移行したとしても、今までと同じ金額は担保していただくように、子どもに関しても、それから職員の質改善に関する部分について、きちんとこれまで通り担保していただきたいというお願いを出しました。

ただ、お金に関することは、子ども・子育て会議に掛ける必要はないということですよ。ですから、意見書として今、なぜ認定こども園への移行が進まないのか。それから移行するとしても不安を抱えている事業所が多いということ、子ども・子育て会議の委員の皆様を知っていただきたいということで意見

書を出させていただきました。

中山会長：藤澤委員、どうもありがとうございました。では、これをもって会議を閉じたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。